

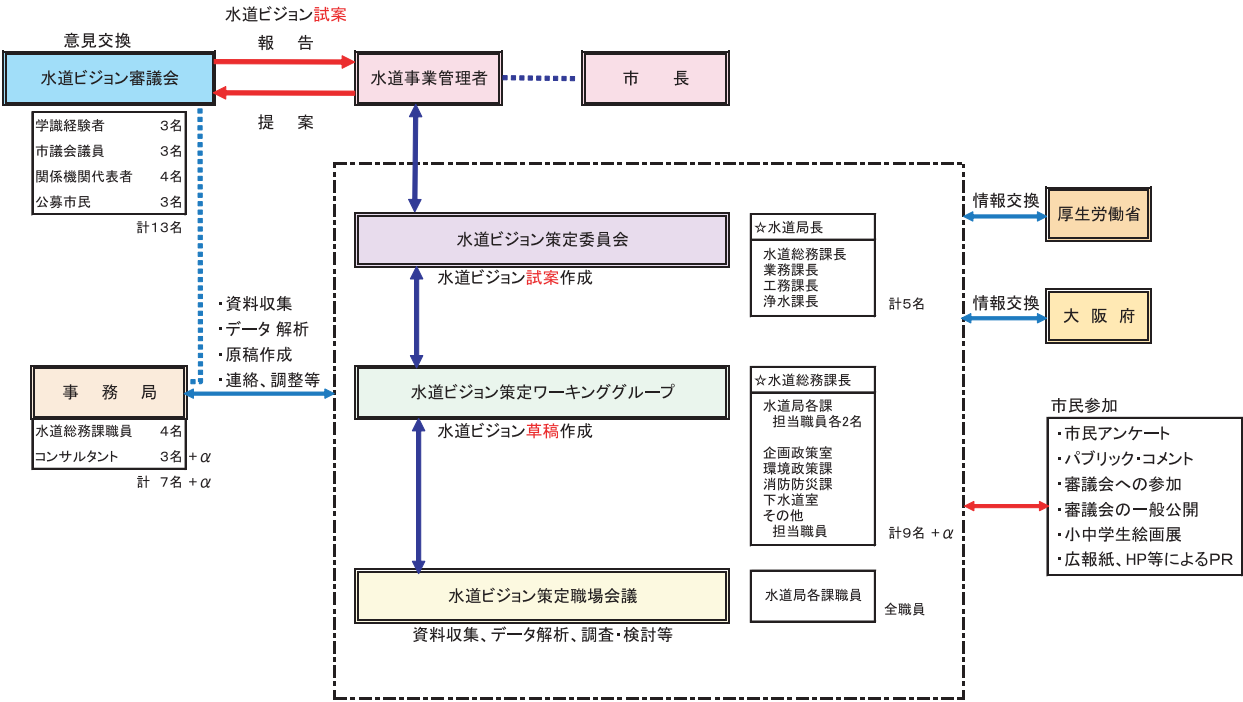
第8章

付属資料

第 8 章 付属資料

8.1 計画策定体制

水道ビジョン策定体制図



8.2 寝屋川市水道ビジョン審議会の審議経過

審議会開催日程

	日 時	内 容
第1回	平成17年 7 月 5 日	寝屋川市水道ビジョンの策定について 水道事業の概要、現状と課題について
第2回	平成17年 8 月10日	社会潮流、将来予測と市民の意識、 今後の目指すべき方向（基本理念）について
第3回	平成17年 9 月 5 日	今後の目指すべき方向（基本方針）について（1）
第4回	平成17年10月 7 日	今後の目指すべき方向（基本方針）について（2）
第5回	平成17年11月11日	最終報告について
	平成17年11月21日 ～12月20日	「寝屋川市水道ビジョン」試案に対する 意見の募集（パブリックコメント）
第6回	平成17年12月26日	総括（パブリックコメント）

審議会委員【13名】

(敬称略)

氏 名	選 出 区 分	役 職 等	備 考
喜 多 早智子	公募市民	一般市民	
長 田 千恵子	公募市民	一般市民	
村 川 清 嗣	公募市民	一般市民	
佐々木 弘	学識経験者	放送大学教授	会 長
山 田 淳	学識経験者	立命館大学教授	副会長
橋 口 高 明	学識経験者	(社)アジア協会アジア友の会常任理事 (元守口市水道事業管理者)	
谷 川 進	関係機関代表者	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会会長	
竹 岡 康太郎	関係機関代表者	寝屋川市商業団体連合会会長	
前 田 けい子	関係機関代表者	寝屋川市消費者協会会長	
岩 城 宏 司	関係機関代表者	北大阪商工会議所専務理事	
南 部 創	市議会議員	寝屋川市議会議員	
坪 内 伸 夫	市議会議員	寝屋川市議会議員	
宮 本 正 一	市議会議員	寝屋川市議会議員	

8.3 水道ビジョン策定ワーキンググループ

	日 時	内 容
第1回	平成16年9月3日	水量および経営の状況について
第2回	平成16年9月22日	水量、施設、経営の状況について(1)
第3回	平成16年11月4日	水量、施設、経営の状況について(2)
第4回	平成16年11月18日	水量、施設、経営の状況について(3)
第5回	平成17年1月14日	水量、施設、経営の状況について(4)
第6回	平成17年4月13日	基本理念について
第7回	平成17年5月30日	基本方針、基本計画について(1)
第8回	平成17年6月16日	基本方針、基本計画について(2)
第9回	平成17年7月8日	水需要、財政計画について
第10回	平成17年7月19日	社会潮流、水需要、基本計画について

8.4 水道ビジョン策定委員会

	日 時	内 容
第1回	平成16年9月27日	水量、施設、経営の状況について(1)
第2回	平成16年11月25日	水量、施設、経営の状況について(2)
第3回	平成17年2月28日	現状の把握と分析について
第4回	平成17年7月26日	社会潮流、水需要、基本理念について
第5回	平成17年8月19日	基本方針、基本計画について(1)
第6回	平成17年8月25日	基本方針、基本計画について(2)
第7回	平成17年9月16日	基本方針、基本計画について(3)
第8回	平成17年10月17日	最終原稿について(1)
第9回	平成17年10月26日	最終原稿について(2)

8.5 用語集

【水道一般】

水道の目的

清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。（水道法第一条より）

水道の定義

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。（水道法第三条より）

水道の施設基準（水道法第三条、第五条より）

取水施設 原水を必要量取り入れることができるもの。

導水施設 必要量の原水を送るのに必要なポンプ・導水管・その他の設備

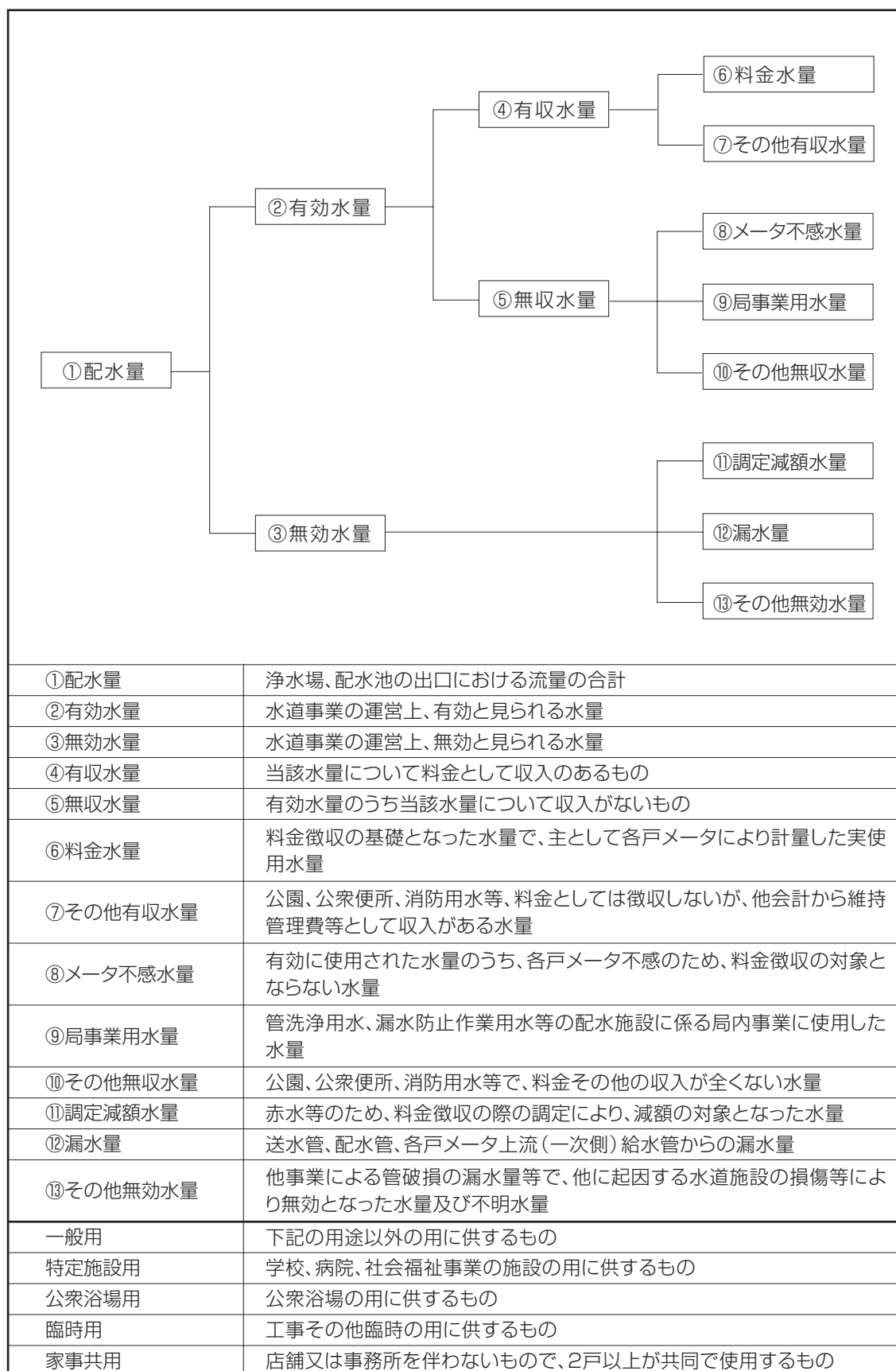
浄水施設 水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な施設・設備

送水施設 浄水を送るのに必要なポンプ・送水管・その他の設備

配水施設 必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池・ポンプ・配水管・その他の設備

給水装置 需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具

【水量の分類】



▼〔ア行〕

アクアネット大阪（大阪府営水道HPより）（P.53）

水道の情報を相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定供給をめざした、水のネットワークのこと。

インセンティブ（P.82）

人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。

営業収益（P.57）

収益勘定の一つ。主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入で、収益の中心的なものである。水道事業においては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益に区分して記載することとなっている。

営業収支比率（P.61）

営業費用に対する営業収益の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100 (\%)$$

この比率は、総収益比率や経営比率と比べて、特別損益、営業外収支及び受託工事といった企業本来の活動とは直接結びつかない収支を除外して、企業固有の経済活動に着目した収益性分析数値とすることができ、数値が100%未満の場合には健全経営とはいえない。営業収益対営業費用比率ともいう。

オゾン処理法（P.11）

オゾンの酸化力により、細菌やウイルスの不活化、色度の除去、異臭味の除去、有機物の酸化分解、凝集促進効果などが期待できる処理。オゾン酸化法ともいう。オゾンは消毒効果が高いが、持続性がないため、水道法では塩素消毒を義務づけており、オゾン処理を行った場合でも塩素消毒を省くことはできない。オゾンは一部の生物難分解性物質を易分解性に改質できることが知られており、生物活性炭処理と組み合わせた高度浄水処理が普及している。また、下水処理、尿尿処理及び産業排水処理などの分野では、脱臭・脱色用として広く利用されている。

OP（P.39）

Osaka Peilの略。大阪湾工事基準面。明治7年大阪湾修築工事の基準として、その年の最低干潮位を「OP±0」とした。現在は、大阪府茨木市福井F21号(OP+65.4235)を基準としている。

▼〔力行〕

企業債(P.58)

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債。一般会計債との違いは、企業の建設、改良等に要する経費は許可されればすべて起債の対象となること、収益を生ずる施設投資のための起債であり、償還費は料金により回収されること、その償還費用は公債費負担比率の計算から除外されること、などがあげられる。

企業債償還金(P.58)

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額または一定期間に支出する元金償還金の総額をいい、地方公営企業の経理上、資本的支出として整理される。

給水原価(P.61)

供給原価ともいう。有収水量1m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{経営費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯工事費})}{\text{年間総有収水量}} \quad (\text{円}/\text{m}^3)$$

給水収益(P.57)

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料(自治法225条)をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益である。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。

供給単価(P.61)

給水単価ともいう。有収水量1m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}} \quad (\text{円}/\text{m}^3)$$

緊急遮断弁(P.55)

地震や管路の破裂などの異状を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重や重錘または油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブ。

経常収支比率 (P.61)

経常費用(営業費用+営業外費用)に対する経常収益(営業収益+営業外収益)の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100(\%)$$

この数値が100%を超える場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表すことになる。総収支比率と比べ特別損益が除かれているため、企業の経常的な活動における収益性を表すものといえるが、営業外収支の影響は除かれていないため、営業収支比率と併せて検討する必要がある。

減価償却費 (P.57)

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。減価償却費の経理は、減価償却の目的をどう見るかによって変わってくるが、一般的には、固定資産の価値減耗についての費用を種々の方法により各年度に適正に配分し、その損益に対応させて正しい損益計算を可能にするものであるということができる。

工事負担金 (P.58)

地方公営企業が開発行為者や他企業などから依頼を受けて、当該事業の施設工事を行う場合に、その工事に係る負担として依頼者から収納する金銭的給付。水道事業においては、開発行為者からの依頼による配水管の新設や下水道など他企業の工事などに起因して必要となる配水管の位置変更、消火栓の設置などの工事に伴い収納している。

高度浄水処理 (P.11)

通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質、色度、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤などの処理を目的として、通常の浄水処理に追加して導入する処理のこと。代表的な高度浄水処理の方法としては、オゾン処理法、活性炭処理法、生物処理法及びエアレーションがあり、処理対象物質などによってこれらの処理方法が単独またはいくつかの組み合わせで用いられる。

固定資産 (P.64)

企業の経営に際して、長期(1年以上)に使用するため所有する資産で流動資産に対比するもの(地公企令14条)。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資に区分され、有形固定資産には土地、建物、構築物等が、無形固定資産には水利権、地上権等が、投資には投資有価証券、出資金等がある。

固定比率 (P.61)

自己資本(自己資本金+剰余金)に対する固定資産の割合で、次式により算出する。

$$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100(\%)$$

この比率は、企業の財務的安全性の判断をするために使用される指標であり、数値は小さいほど良好とされている。固定資産は資金が長期的に固定化される性質を持つことから、自己資本による調達が望ましい。

固定負債(P.61)

負債は、その返済までの期間によって流動負債と固定負債に分けられるが、償還期限が一年以降に到来するものを固定負債として整理する。地方公営企業における固定負債には、企業債、他会計借入金、引当金及びその他固定負債がある。

固定負債構成比率(P.61)

総資本(負債・資本合計)に占める固定負債の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100(\%)$$

この比率は、企業に投下された資本のうち、長期借入金、引当金、年賦未払金などの固定負債に、企業債等の借入資本金を加えた、いわゆる他人資本の割合により、企業の他人資本への依存度を判断する指標で、数値が大きいほど他人資本に依存していることを示す。水道事業は、施設建設のための財源の大部分を企業債によって調達していることから、一般にこの比率は大きい。

▼〔サ行〕

最大稼働率(P.61)

ある設備(機械、電気設備など)の一日当たり(1年間)最大運転時間と、その設備の計画稼働時間に対する割合を百分率で表したもの。この率が低い場合は、一部の施設が遊休状態にあり、また、100%に近い場合には安定的な給水に問題があると考えられる。

自己資本構成比率(P.61)

総資本(負債・資本合計)に占める自己資本の割合を表すもので、単に自己資本比率ともいい、次式により算出する。

$$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{総資本}} \times 100(\%)$$

この比率は、企業の自己資本調達度を判断する指標で、企業に投下された資本のうち出資金などの自己資本金に国庫補助金、工事負担金などの資本剰余金と積立金などの利益剰余金を加えた、いわゆる自己資本の割合を表し、数値が大きいほど自己資本が投下されていることを示す。水道事業は、施設建設のための財源の大部分を借入資本金である企業債によって調達していることから、一般にこの比率が小さい。

施設利用率(P.61)

この比率は、水道施設の経済性を総括的に判断する指標であり、数値が大きいほど効率的であるとされる。

水道事業のように需要に季節変動があるものについての施設建設に当っては、最大稼働率、負荷率を併せて判断することにより、適切な施設規模を定める必要がある。

資本的収支(P.57)

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち、現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出をいう。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

収益的収支 (P.57)

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービス提供の対価である料金などの給水収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には水道水を製造したり、大阪府営水道などから購入したり、使用者へ水道水を送るための施設を維持管理するのに必要な経費（人件費・修繕費など）や、企業債利息、更には資産の取得に伴う減価償却費などのように、現金支出を伴わない経費なども含まれる。

集中監視制御システム (P.12)

数力所に分散した施設の情報や運転操作などを1箇所に集めて管理すること。

受水(施設) (P.11)

当該水道事業体の原水の不足などのために、他の地方公共団体や水道用水供給事業から原水や浄水などを受けること。またその水を受けるための施設。

新耐震設計法 (P.49)

建設省総合技術開発プロジェクトの最終成果として昭和52年(1977)年3月に取りまとめられた耐震設計法のこと。各種土木、建築構造物の設計の考え方が示されている。昭和56年(1981)6月1日に建築基準法施行令の耐震規定の改正が行われ、現在の耐震基準が施行されたため、建築分野では、この規定に基づく耐震設計を新耐震設計法と呼ぶ。阪神・淡路大震災以降、新しい知見に基づき、構造あるいは構造計算の基準が追加されている。

水道用水供給事業者 (P.17)

末端給水事業者に水道用水(浄水処理したもの)を供給する事業者(卸売業)

生物処理(施設) (P.11)

生物、主に微生物の作用によって水中に含まれる各種物質を除去する方法。生物化学的処理法ともいう。生物酸化処理法は好氣的条件における生物処理法である。浄水処理における除去対象物質として各種有機物、アンモニア性窒素、臭気、鉄、マンガンなどがある。廃水処理においては活性汚泥法などの浮遊生物処理法も用いられるが、水道原水の処理では水中の有機物濃度が低いため、主に生物膜法が用いられる。従来より緩速ろ過においては砂層に発達した生物膜が利用されているが、近年、原水水質の悪化にともなって浸漬濾床法、回転円板法、生物接触ろ過法などが試みられるようになった。

総合償却 (P.51)

機械装置並びに構築物で、その資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた一つの耐用年数により償却費を計算するもの。

総収支比率 (P.61)

総費用(営業費用+営業外費用+特別損失)に対する総収益(営業収益+営業外収益+特別利益)の割合を示すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100(\%)$$

この比率は、損益計算上、総体の収益で総体の費用をまかなうことができるかどうかを示すものである。この比率が100%未満の事業は、収益で費用をまかなえないことになり、健全経営とはいえない。ただし、本来の経営活動とは直接結びつかない収支も含まれていることから、総収支比率とともに企業の収益性分析の代表的数値とされる営業収支比率及び経常収支比率と併せて検討する必要がある。

損益勘定留保資金 (P.58)

資本的収支の補てん財源の一つで、当年度損益勘定留保資金と、過年度損益勘定留保資金に区分される。当年度損益勘定留保資金とは、当年度収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費、繰延勘定償却、資産減耗費(現金支出を伴う除却費を除いたもの)などの計上により企業内部に留保される資金をいう。ただし、当該年度に欠損金が見込まれる場合は、これに相当する額を控除した範囲内でしか補てん財源として使用できない。過年度損益勘定留保資金とは、前年度以前に発生した損益勘定留保資金であるが、当年度の補てん財源として使用できる額は、過年度に使用した額を控除した残額である。

▼〔タ行〕

耐用年数 (P.49)

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数。固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価額とともに必要なものである。その年数は、使用及び時間の経過による物質的原因と技術の進歩による陳腐化などの機能的原因に基づき、過去の経験等を参考として決定するものである。地方公営企業においては、有形固定資産は地公企則別表2号、無形固定資産は同則別表3号による年数を適用することとされている(同則7条、8条)。

ダクタイル鋳鉄管 (P.47)

鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や靱性に豊んでいる。施工性が良好であるため、現在、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重いなどの短所がある。

地方公営企業法 (P.49)

地方公共団体が経営する企業のうち、水道事業(簡易水道事業を除く。)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業及びガス事業の7事業(これらに附帯する事業を含む。)を地方公営企業といい(地公企法2条1項)、同法の全部適用事業(法定事業)としている。なお、水道事業には水道用水供給事業を含み、下水道事業は含まない。地方公営企業は、経済性を発揮(経済性)するとともに、公共の福祉を増進(公共性)することを経営の基本原則とし(同法3条)、その経費は、原則として当該企業の経営に伴う収入をもって充てることとしている(同法17条の2第2項)。

中位推計（高位推計、低位推計）（P.14）

人口の将来推計にコーホート要因法を用いる場合、(1)基準人口、(2)将来の生残率、(3)将来の出生率、(4)将来の出生比、(5)将来の国際人口移動率、の5つのデータが必要であるが、特に出生率に3つのレベルの仮定をおき、出生率の高い仮定から順番に、高位推計、中位推計、低位推計とよんでいる。

沖積層（P.6）

洪積世の最後の氷河が退去してから現在に至る最も新しい地質時代に堆積または堆積しつつある地層。

逓増制（P.82）

逓増型料金体系のこと。二部料金制のひとつで、使用量の増加に伴い従量料金単価が高額となる料金（逓増料金）体系をいう。この料金体系を使用することにより、水の合理的使用を促す需要抑制と生活水の低廉化への配慮などから設定されるものである。

▼〔ナ行〕

内部留保資金（P.69）

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のこと。損益ベースでは将来の投資資金として確保され、資金ベースでは資本的収支の不足額における補てん財源などに用いられる。

▼〔ハ行〕

H.W.L (High Water Level)（P.39）

計画高水位。配水池等の運用計画上の最高の水位。

配水管使用効率（P.61）

導・送・配水管の布設延長に対する年間総配水量の割合を表すもので、次式により算出する。この比率は配水管が効率的に使用されているかを判断する指標で、数値は大きいほど良好とされているが、給水区域の人口密度によって影響を受け、一般的に数値が大きいほど人口密度が高いと考えられる。

$$\frac{\text{年間給配水量}}{\text{導送配水管延長}} \quad (\text{m}^3/\text{m})$$

負荷率（P.22）

一日最大給水量に対する一日平均給水量の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100 (\%)$$

この比率は水道事業の施設効率を判断する指標の一つであり、数値が大きいほど効率的であるとされている。水道事業のような季節的な需要変動がある事業については、給水需要のピーク時に合わせて施設を建設することとなるため、需要変動が大きいほど施設の効率は悪くなり、負荷率が小となる。

このことから負荷率を大にすることが経営の一つの目標となる。水道施設の効率性については、施設利用率、最大稼働率と併せて判断する必要がある。

普及率 (P.61)

現状における給水人口と行政区域内人口の割合。給水普及率は計画給水区域における人口のうち現状の給水人口との比で、水道普及率とは異なる。

補てん財源 (P.58)

資本的収入が資本的支出に不足する場合にその不足額を補てんする、当該企業内部に留保された資金などの財源のこと。具体的には、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、引継金、引継貯蔵品、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、利益剰余金処分額（積立金）などをいう。補てん財源として使用できる額は、①前年度末予定貸借対照表において不良債務があるとき「当年度分損益勘定留保資金＋当年度純利益－不良債務額」、②前年度末予定貸借対照表において不良債務がないとき「流動資産－流動負債＋当年度分損益勘定留保資金＋当年度純利益」である。当年度に欠損金が生じる場合は、①、②において当年度純利益の額を加算せず、欠損金の額を控除する。

▼〔マ行〕

膜ろ過 (法) (P.15)

原水を膜を通して、溶解性成分などの小さな不純物まで分離除去する浄水方法である。分離できる粒子径や分子量により、0.01 μm 以上の粒子を分離できる精密ろ過膜、分子量1,000～300,000程度まで分離できる限外ろ過膜、分子量最大数百程度まで分離できるナノろ過膜などがある。ろ過するには吸引方式で-0.06MPa以上、加圧方式で0.2～1.5MPa程度が各種の膜で必要となる。

末端給水事業者 (P.17)

一般家庭等の蛇口に水道水を供給する事業者（小売業）

▼〔ヤ行〕

有形固定資産 (P.61)

固定資産のうち物としての実体をもつもので、無形固定資産に対する名称。これには、土地のように年月の経過によってその価値が減少しないもの、建物、構築物、機械などのように損耗などによって価値が減少していく償却資産、建設途上の未完成施設のように完成するまで償却が行われない建設仮勘定がある。償却に当たっては、残存価額は帳簿原価の10%、水道事業においては定額法を用い、減価償却累計額勘定を設定することとされている。

有効率 (P.22)

有効水量を給水量で除したもの(%)。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となる。

有収水量密度 (P.59)

給水区域面積1ha当たりの年間有収水量のこと。

有収率 (P.22)

有収水量を給水量で除したもの(%)。

用途別水量料金制 (P.56)

水道料金に、その使用用途を基準として料金に格差を設定する料金体系。用途の区分は、家庭用、営業用、浴場用、工場用などが一般的である。

▼〔ラ行〕

粒状活性炭(処理) (P.11)

活性炭とは、炭素系物質からなる吸着剤の一種で、広い面積と微細孔からなる多孔性構造を持ち、水処理用のものはヤシ殻、おが屑、石炭などを水蒸気で蒸し焼きにして製造される。活性炭は、その形状から粉末活性炭と粒状活性炭とに分類され、前者は粒径が0.075mm以下のものが多く、後者は0.5～2.5mm程度のものが多く用いられる。粒状活性炭処理とは通常の浄水処理では除去できない溶解性の有機物を、これを用いて吸着除去する処理方法で、異臭味物質、残留農薬、フェノール類等の微量有害物質や、合成洗剤、トリハロメタン等の除去に有効である。

流動資産 (P.64)

資産のうち、固定資産に対するもの(地公企令14条)。現金、原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品などをいい、絶えず流動的に出入りする資産であることからこの名称がある。現金預金等の当座資産、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用等のその他流動資産に区分している。

流動比率 (P.61)

流動負債に対する流動資産の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 (\%)$$

この比率は、企業の支払能力を判断するために使用される財務指標であり、短期債務に対してこれに必ず流動資産が十分であるかどうかを測定するもので、数値は大きいほど良好とされている。銀行家比率とも呼ばれている。一般に適正な流動比率は200%以上とされているが、業種ごとに異なるものと考えられている。同種の指標として現金比率、酸性試験比率がある。

流動負債 (P.64)

事業の通常の取引において一年以内に償還しなければならない短期の債務のことをいう。流動負債と固定負債を分けるのに一年という期間を基準としているのは、流動資産と固定資産を区分する場合と同様に、いわゆるワンイヤールールの原則を適用したのである。流動負債は一時借入金、未払金、未払費用、前受金及びその他流動負債に区分される。

累積欠損金 (P.61)

営業活動の結果生じた欠損は、欠損金勘定を設けて経理する。欠損金については、これを埋めるための手続きが必要となる。当年度に欠損金を生じた場合は、前年度から繰越利益があればその利益をもって埋め（地公企法32条の2）、残額があるときは利益積立金があればこれによって埋め（地公企令24条の3第1項）。なお、まだ欠損金に残額があれば議会の議決を経て資本剰余金をもって埋めることができる（同条第2項）。それでも、まだ未処理欠損金がある場合は、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越す。これが多年度にわたって累積したものを累積欠損金と呼んでいる。

累積欠損金比率 (P.61)

営業収益に対する累積欠損金の割合を示すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業}} \quad (\text{m}^3/\text{m})$$

累積欠損金が発生している以上、その企業の経営はすでに健全なものとはいえないが、その比率は累積欠損金と営業収益との関係から、経営の悪化状況を計測しようとするもので、数値が高いほど経営が悪化していることを示す。不良債務比率とともに、地方公営企業の経営診断のポイントとされている。

L.W.L (Low Water Level) (P.39)

計画低水位。配水池等の運用計画上の最低の水位。